

相 談

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のものが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「いやヤン」

一人で悩まず、 まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで
「消費者ホットライン「いやや」
（局番なしの188）」までお電話を
『泣き寝入りは超いやや（188）！』
で覚えてね

「人権週間」特設人権相談所の開設

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

市でも「人権週間」に合わせ、次のとおり特設人権相談所を開設しますので、子供のいじめ・虐待・地域差別・嫌がらせ・家庭内問題等人権にかかわる問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

相談は、市の人権擁護委員がお受けし、秘密は厳守します。

- 1 日時 令和2年12月5日（土） 10:00～15:00
- 2 場所 常陸大宮ショッピングセンター ピサー口2階 B会議室

問 常陸大宮市人権擁護委員協議会事務局（本庁 市民課内） ☎52-1111 内線102